

■レイク ALSA 会員規約

条	改定前	条	改定後
【カードローンの取扱いに関する規約】 (カードローン規約)		【カードローンの取扱いに関する規約】 (カードローン規約)	
第 15 条	(おまとめローン等に関する特約) 会員がおまとめローンその他当社が指定する商品を利用する場合、本「カードローンの取扱いに関する規約」の各条項が適用されます。但し、当社からの特段の意思表示がない限り、本カードローン規約第 2 条(極度額又は利用限度額)及びその他本カードローン規約中の極度額及び利用限度額に係る規定は適用されないものとし、会員は、極度額内であっても貸付けを受けることはできなくなります。	第 15 条	(おまとめローン等に関する特約) <u>(1) 会員がおまとめローンその他当社が指定する商品を利用する場合、本「カードローンの取扱いに関する規約」の各条項が適用されます。但し、当社からの特段の意思表示がない限り、本カードローン規約第 2 条(極度額又は利用限度額)及びその他本カードローン規約中の極度額及び利用限度額に係る規定は適用されないものとし、会員は、極度額内であっても貸付けを受けることはできなくなります。</u> <u>(2) 会員がおまとめローンその他当社が指定する商品を利用する場合は、本契約に基づく借入後、速やかに借入金を既存債務の返済のために利用し、当該目的以外には利用しないことを承諾するものとします。</u>
	2020 年 5 月 21 日改定		2021 年 2 月 18 日改定

■保証委託契約約款(新生銀行カードローン エル用)

条	改定前	条	改定後
【保証委託契約約款】		【保証委託契約約款】	
第 3 条	(求償権の事前行使) (1)委託者が次の各号の 1 つでも該当または該当するおそれのあるときは、委託者は、乙が次条の代位弁済前に求償権を行使しても何らの異議を述べないものとします。 ①仮差押・差押・仮処分もしくは競売の申請または破産・民事再生手続開始の申立てがあったとき ②公租公課につき差押、または保全差押を受けたとき ③振り出した手形・小切手が不渡となったとき <u>④相続の開始があったとき</u> <u>⑤</u>原契約に基づき委託者が甲に対し負担する債務の一部でも履行を遅滞したとき <u>⑥</u>甲または乙に対する他の債務の 1 つでも期限の利益を喪失したとき <u>⑦</u>乙に対する住所変更の届出を怠る等委託者の責に帰すべき事由によって、乙において委託者の所在が不明となったとき <u>⑧</u>その他債権保全のために必要があると乙が認めたとき (2)乙が前項により求償権を行使する場合には、委託者は、民法 461 条に基づく主張を行いません。	第 3 条	(求償権の事前行使) (1)委託者が次の各号の 1 つでも該当または該当するおそれのあるときは、委託者は、乙が次条の代位弁済前に求償権を行使しても何らの異議を述べないものとします。 ①仮差押・差押・仮処分もしくは競売の申請または破産・民事再生手続開始の申立てがあったとき ②公租公課につき差押、または保全差押を受けたとき ③振り出した手形・小切手が不渡となったとき <u>④</u>原契約に基づき委託者が甲に対し負担する債務の一部でも履行を遅滞したとき <u>⑤</u>甲または乙に対する他の債務の 1 つでも期限の利益を喪失したとき <u>⑥</u>乙に対する住所変更の届出を怠る等委託者の責に帰すべき事由によって、乙において委託者の所在が不明となったとき <u>⑦</u>その他債権保全のために必要があると乙が認めたとき (2)乙が前項により求償権を行使する場合には、委託者は、民法 461 条に基づく主張を行いません。
	20 <u>20</u> 年 <u>5</u> 月 <u>21</u> 日改定		20 <u>21</u> 年 <u>2</u> 月 <u>18</u> 日改定
	登録 No.10061 <u>20.05</u>		登録 No.10061 <u>21.02</u>

■保証委託契約約款(新生銀行スマートカードローン プラス用)

条	改定前	条	改定後
【保証委託契約約款】		【保証委託契約約款】	
第 3 条	(求償権の事前行使) (1)委託者が次の各号の 1 つでも該当しましたは該当するおそれのあるときは、委託者は、乙が次条の代位弁済前に求償権を行使しても何らの異議を述べないものとします。 ①仮差押・差押・仮処分もしくは競売の申請または破産・民事再生手続開始の申立てがあったとき ②公租公課につき差押、または保全差押を受けたとき ③振り出した手形・小切手が不渡となったとき ④相続の開始があったとき ⑤原契約に基づき委託者が甲に対し負担する債務の一部でも履行を遅滞したとき ⑥甲または乙に対する他の債務の 1 つでも期限の利益を喪失したとき ⑦乙に対する住所変更の届出を怠る等委託者の責に帰すべき事由によって、乙において委託者の所在が不明となったとき ⑧その他債権保全のために必要があると乙が認めたとき (2)乙が前項により求償権を行使する場合には、委託者は、民法 461 条に基づく主張を行いません。	第 3 条	(求償権の事前行使) (1)委託者が次の各号の 1 つでも該当しましたは該当するおそれのあるときは、委託者は、乙が次条の代位弁済前に求償権を行使しても何らの異議を述べないものとします。 ①仮差押・差押・仮処分もしくは競売の申請または破産・民事再生手続開始の申立てがあったとき ②公租公課につき差押、または保全差押を受けたとき ③振り出した手形・小切手が不渡となったとき ④原契約に基づき委託者が甲に対し負担する債務の一部でも履行を遅滞したとき ⑤甲または乙に対する他の債務の 1 つでも期限の利益を喪失したとき ⑥乙に対する住所変更の届出を怠る等委託者の責に帰すべき事由によって、乙において委託者の所在が不明となったとき ⑦その他債権保全のために必要があると乙が認めたとき (2)乙が前項により求償権を行使する場合には、委託者は、民法 461 条に基づく主張を行いません。
	2020 年 5 月 21 日改定		2021 年 2 月 18 日改定
	登録 No.10343 20.05		登録 No.10343 21.02